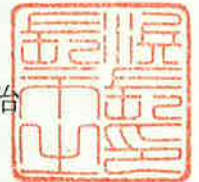


長 総 第 304 号  
平成23年11月17日

社団法人全日本不動産協会滋賀県本部  
本部長 中川 俊寛 様

長浜市長 藤井 勇治



### 市有地媒介依頼書

市有地処分の媒介に関する協定書第4条第1項の規定に基づき、次の市有地処分の媒介について依頼しますので、貴会会員に対する周知をお願いします。

#### 記

#### 1 処分の媒介を依頼する市有地

物件番号	所在	地目	面積 (㎡)	価格 (円)	備考
1	長浜市相撲町字河内作り1642番53	宅地	281.73	12,620,000	
2	長浜市木之本町木之本字四反田1541番4	宅地	347.47	10,950,000	

#### 2 依頼期限

平成23年11月21日から平成24年1月31日まで

#### 3 契約の条件

##### (1) 公序良俗に反する使用の禁止

①買受人は、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他反社会団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用してはならない。

②買受人は、売買物件上の建物を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して①の定めに反する使用をさせてはならない。

##### (2) 風俗営業等の禁止

①買受人は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業の用に使用してはならない。

②買受人は、売買物件上の建物を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して①の定めに反する使用をさせてはならない。

### (3) 賃貸等の禁止

①買受人は、売買物件の契約締結の日から起算して5年間（指定期間）は、売買物件を第三者に賃貸し、又は売買物件に地上権、賃借権その他使用収益を目的とする権利を設定してはならない。ただし、売買物件の一部について、あらかじめ本市の書面による承認を得たときはこの限りでない。

②買受人は、指定期間内に本市の承認に基づいて第三者に賃貸し、又は売買物件に地上権、賃借権その他使用収益を目的とする権利を設定する場合は、上記（1）及び（2）に定める条件を当該第三者に対し書面により承継し、遵守させなければならない。

### (4) 所有権移転の禁止

①買受人は、契約締結の日から起算して5年間（指定期間）は、売買物件を第三者に所有権移転をしてはならない。ただし、あらかじめ本市の書面による承認を得たときはこの限りでない。

②買受人は、指定期間内に本市の承認に基づいて第三者に所有権移転をする場合は、上記（1）及び（2）に定める条件を当該第三者に対し書面により承継し、遵守させなければならない。

### (5) 実地調査

上記（1）から（4）について、本市が必要と認めるときは実地調査を行うものとし、それに対し買受人は協力しなければならない。

### (6) 違約金

上記（1）から（4）の条件に違反した場合は、売買代金の3割に相当する金額を、（5）の義務に違反した場合は、売買代金の1割に相当する金額を違約金として本市に支払うこと。

## 4 資料等の配布場所

- ①長浜市高田町12番34号 長浜市役所 総務課 財産管理室（本館3階）
- ②長浜市のホームページ

### <問い合わせ先>

長浜市 総務部 総務課 財産管理室

TEL 0749-65-1717（直通）

FAX 0749-63-4111

# 物 件 調 査 書

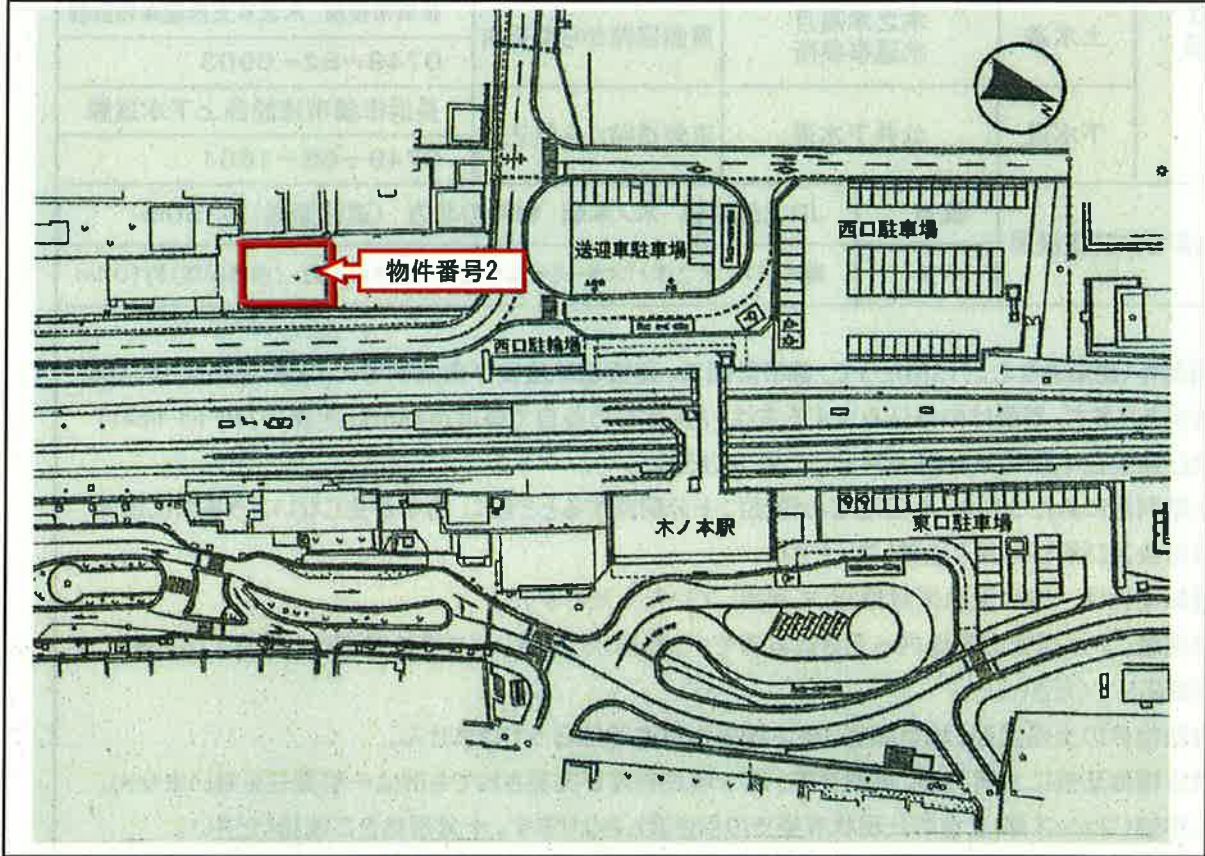
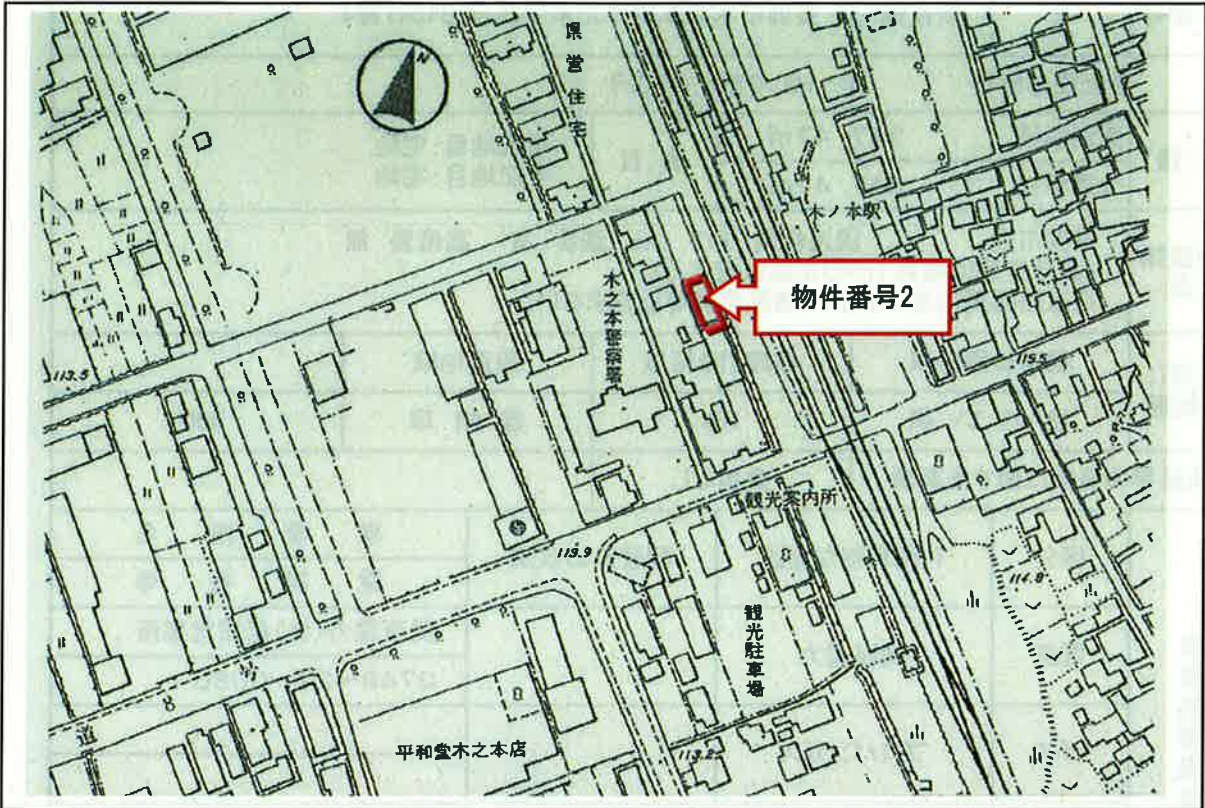
物件番号	2	所在地	長浜市木之本町木之本字四反田1541番4		
最低売却価格		10,950,000円			
面積	実測面積	347.47㎡	地目	現況地目:宅地	
	公簿面積	347.47㎡		登記地目:宅地	
接面道路の状況	東側市道 現況幅員 約7.0m 舗装有 高低差 無 (敷地東側は幅員1mの水路に接する) ※道路幅員は有効幅員で無蓋側溝等は含まない。				
法令等による制限	都市計画区域	非線引き区域	用途地域		
	建ぺい率	70%	容積率	300%	
私道等の負担に関する事項		負担なし			
供給処理施設状況	区分	利用可能な施設	配管等の状況	事業所名	
				電話番号	
	電気	関西電力		関西電力(株)彦根営業所	
				0749-22-0080	
	ガス	プロパンガス			
	上水道	木之本高月水道事業所	東側道路から引込有	長浜市役所 木之本支所産業建設課	
			0749-82-5903		
下水道	公共下水道	東側道路から引込有	長浜市都市建設部上下水道課		
			0749-65-1601		
現地までの交通機関		鉄道	JR北陸本線 木ノ本駅 物件の北方 (道路距離)約 50m		
		バス	湖国バス 木之本バスターミナル停留所 物件の南方 (道路距離)約100m		
備考 1. 開発等(建築を含む。)にあたって、都市計画法、建築基準法及び市条例等により指導がなされる場合があります。買受けの申込みをする方は、あらかじめ各自で長浜市都市計画課(0749-65-6541)及び建築住宅課(0749-65-6543)にご照会ください。 2. 土地利用にあたっては、周辺地域の環境に十分配慮するとともに、紛争が生じないように事前に地元自治会及び周辺住民と協議してください。 3. 当該物件は、JRが鉄軌道敷地として利用していた土地です。 4. 水道管、下水道管は敷地内へ引き込み済です。給排水、電気、ガス等の設備は、買受人の負担で対応してください。 5. 当該物件の土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等は行っていません。 所有権移転後に土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等が発見されても市は一切責任を負いません。 6. 工作物(フェンス等)を含めた現状有姿での引き渡しとなります。十分現地をご確認ください。					

※この物件調査書は、買受けの申込みをする方の参考資料です。

※申込みに際しては、自らの責任において、現地及び諸規制の調査確認を行ってください。

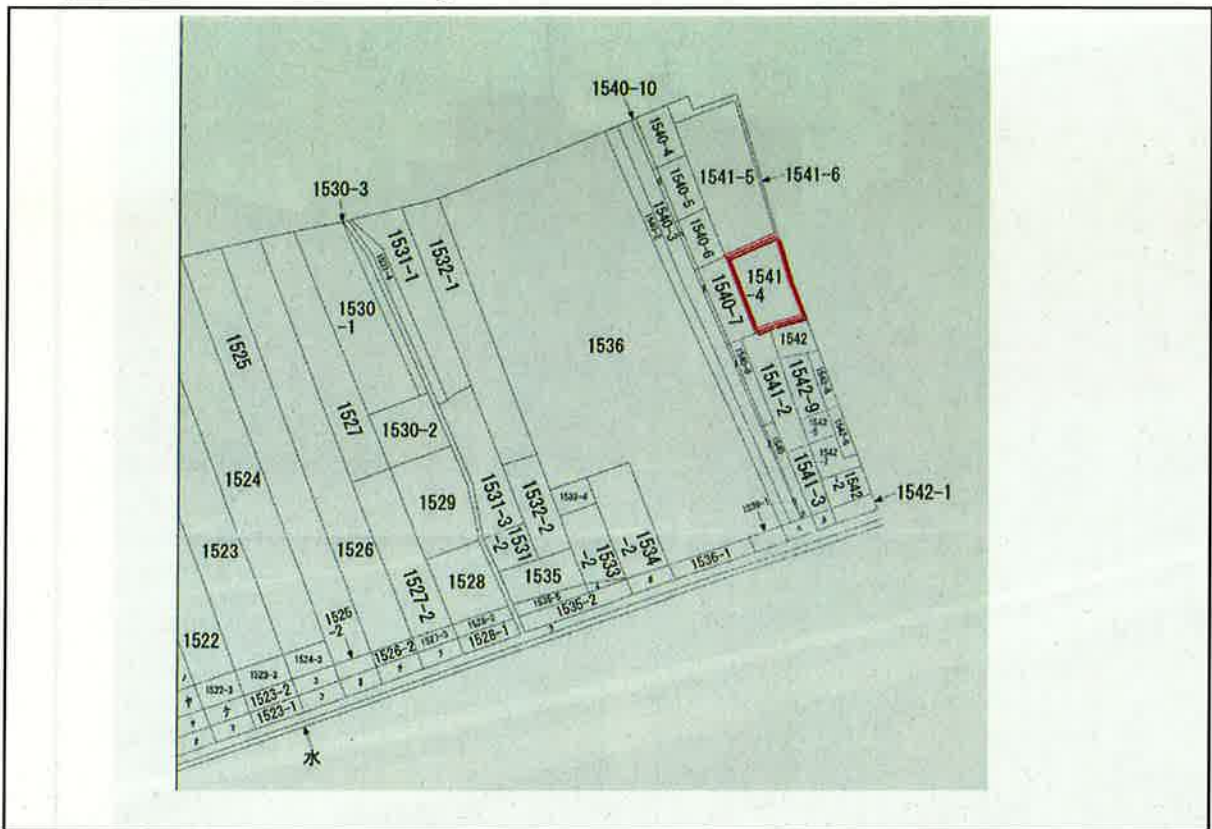


位置図

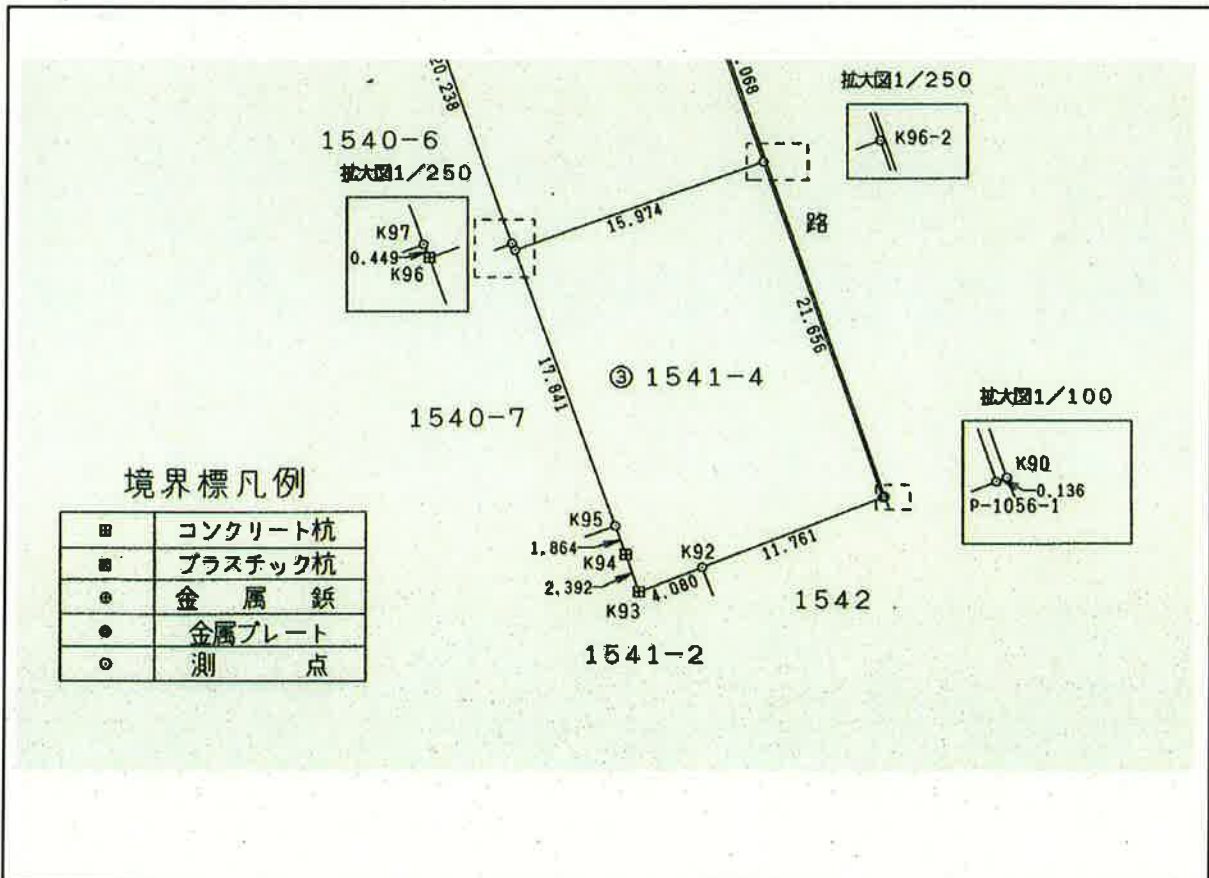




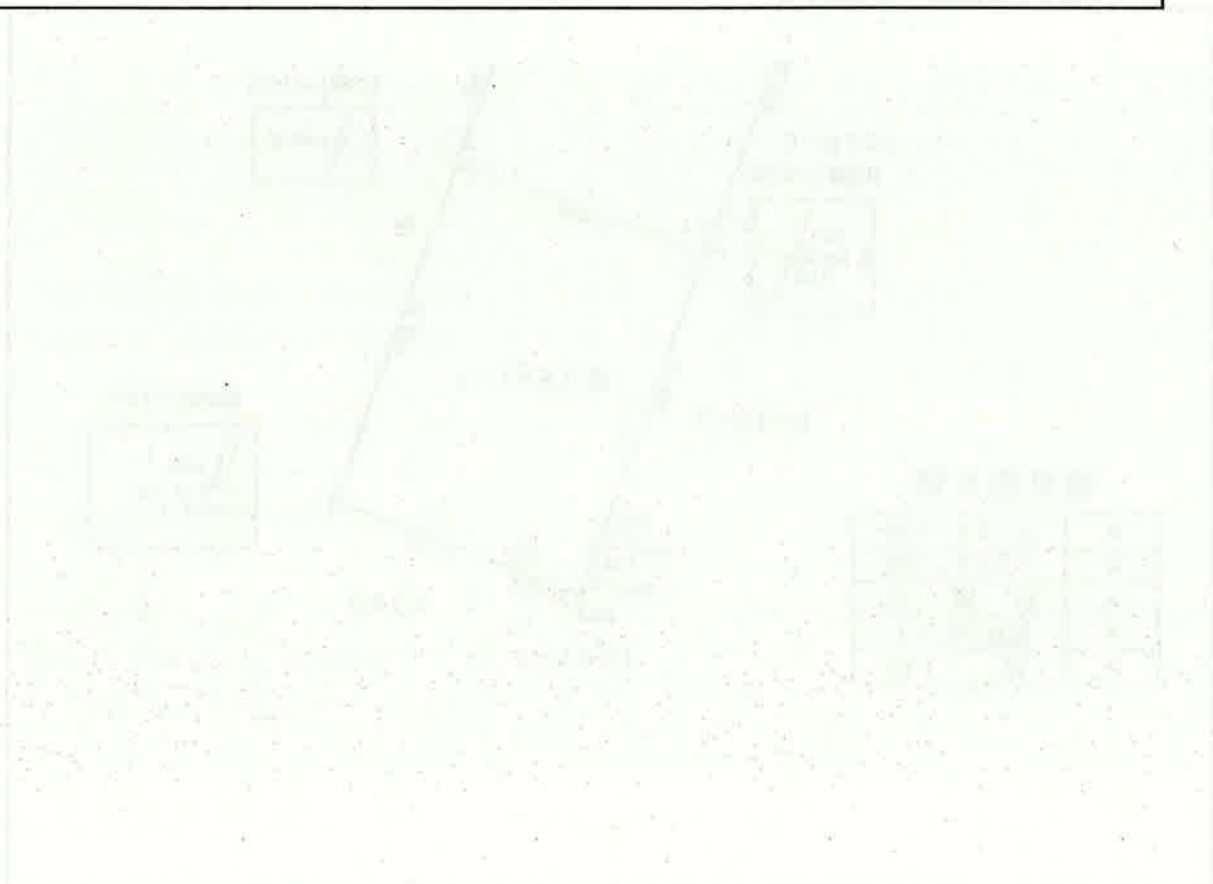
# 公 図



# 画 地 図



現況写真



# 物 件 調 書

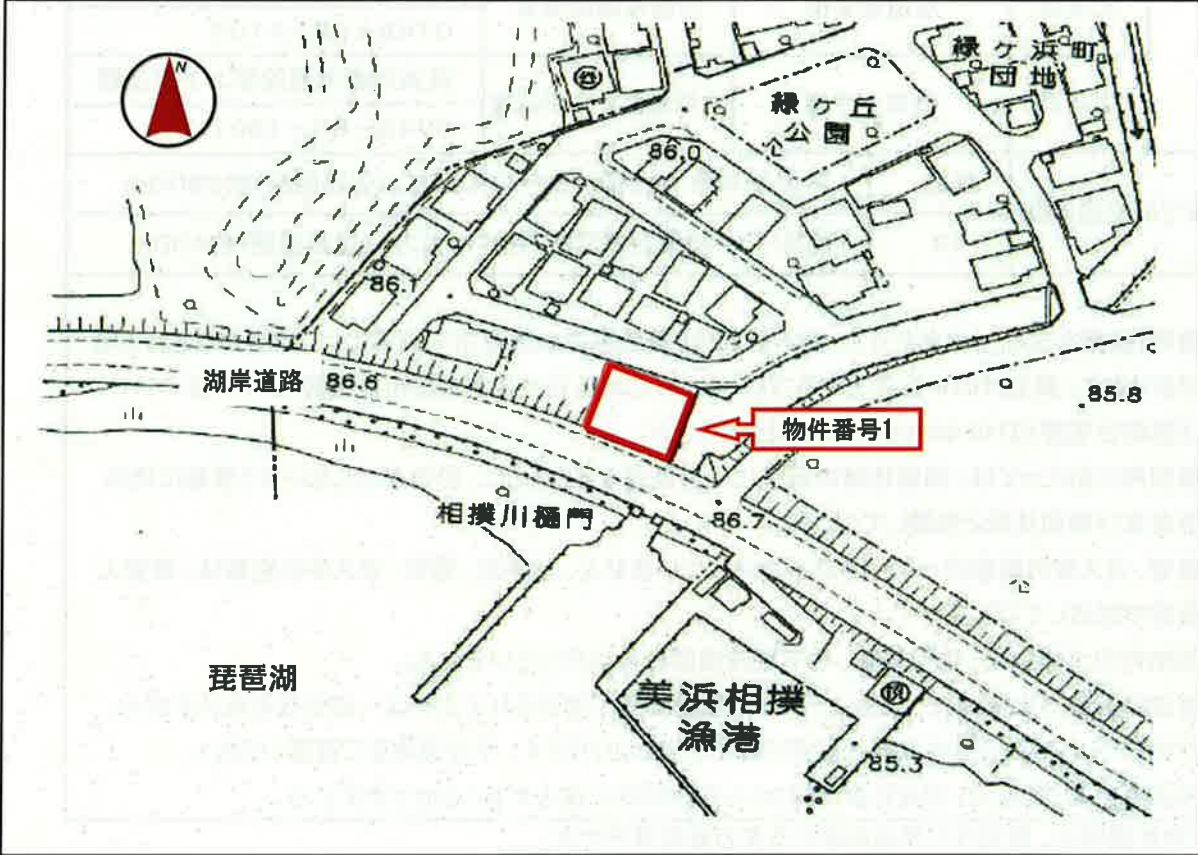
物件番号	1	所在地	長浜市相撲町字河内作り1642番53		
最低売却価格		12,620,000円			
面積	実測面積	281.73㎡	地目	現況地目:宅地	
	公簿面積	281.73㎡		登記地目:宅地	
接面道路の状況	北側市道 現況幅員 約5.5m 舗装有 高低差 無 ※道路幅員は有効幅員で無蓋側溝等は含まない。				
法令等による制限	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第一種低層住宅専用地域	
	建ぺい率	60%	容積率	100%	
私道等の負担に関する事項		負担なし			
供給処理施設状況	区分	利用可能な施設	配管等の状況	事業所名	
				電話番号	
	電気	関西電力		関西電力(株)彦根営業所	
				0749-22-0080	
	ガス	大阪ガス 大阪ガスLPG	北側道路配管有	大阪ガス(株)京滋事業本部	
				0120-894817	
上水道	水道企業団	北側道路配管有	長浜水道企業団工務課		
			0749-62-4103		
下水道	公共下水道	北側道路から引込有	長浜市都市建設部上下水道課		
			0749-65-1601		
現地までの交通機関		鉄道	JR北陸本線 長浜駅 物件の南東方 (道路距離)約2800m		
		バス	湖国バス 相撲西停留所 物件の東方 (道路距離)約400m		
備考					
<p>1. 開発等(建築を含む。)にあたって、都市計画法、建築基準法及び市条例等により指導がなされる場合があります。買受けの申込みをする方は、あらかじめ各自で長浜市都市計画課(0749-65-6541)及び建築住宅課(0749-65-6543)にご照会ください。</p> <p>2. 土地利用にあたっては、周辺地域の環境に十分配慮するとともに、紛争が生じないよう事前に地元自治会及び周辺住民と協議してください。</p> <p>3. 水道管、ガス管の敷地内への引き込みはされていません。給排水、電気、ガス等の設備は、買受人の負担で対応してください。</p> <p>4. 当該物件の土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等はありません。 所有権移転後に土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等が発見されても市は一切責任を負いません。</p> <p>5. 工作物(フェンス等)を含めた現状有姿での引き渡しとなります。十分現地をご確認ください。</p> <p>6. 南側湖岸道路(県道331号湖北長浜線)から当該物件に進入することはできません。</p>					

※この物件調書は、買受けの申込みをする方の参考資料です。

※申込みに際しては、自らの責任において、現地及び諸規制の調査確認を行ってください。

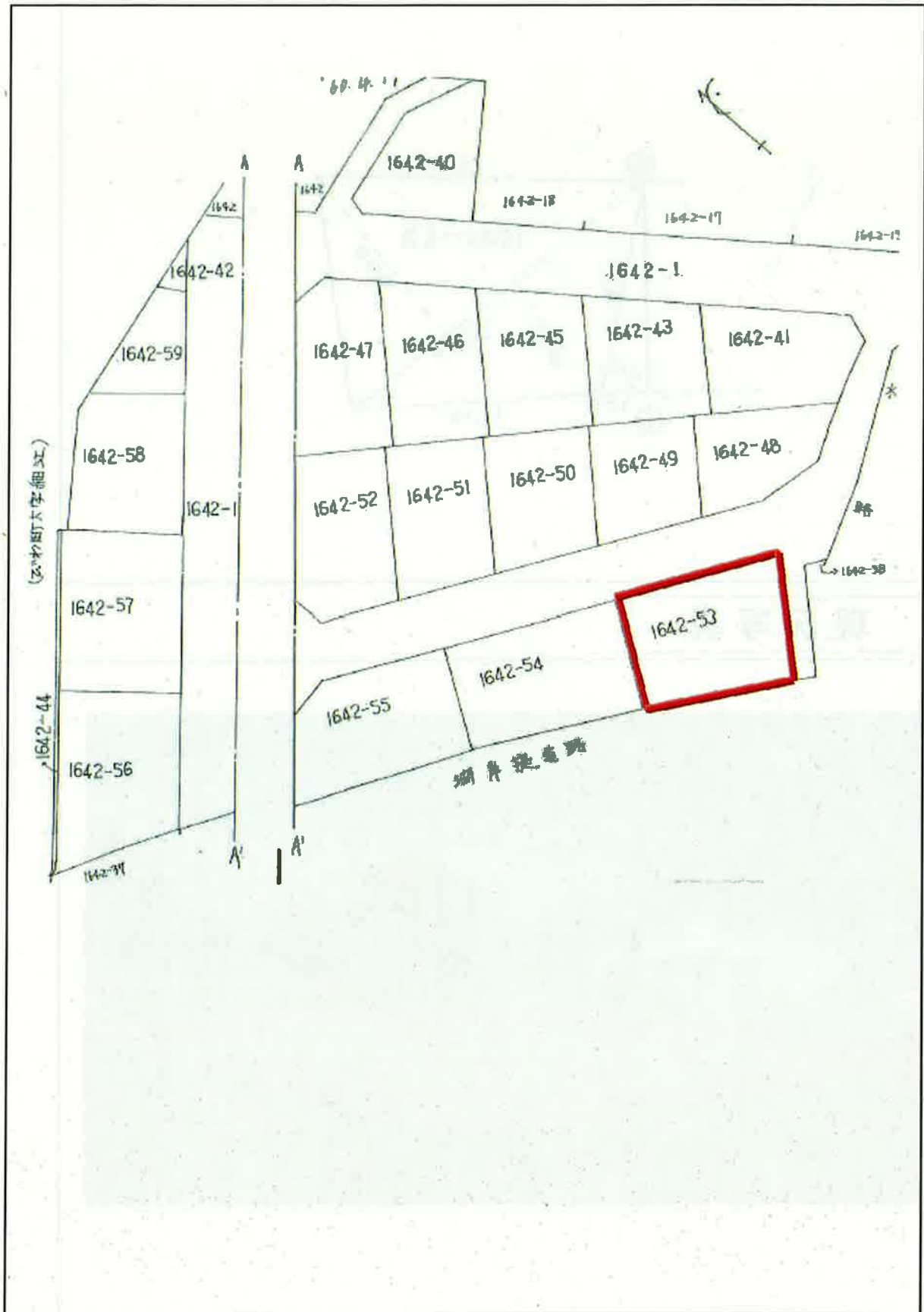


位置図

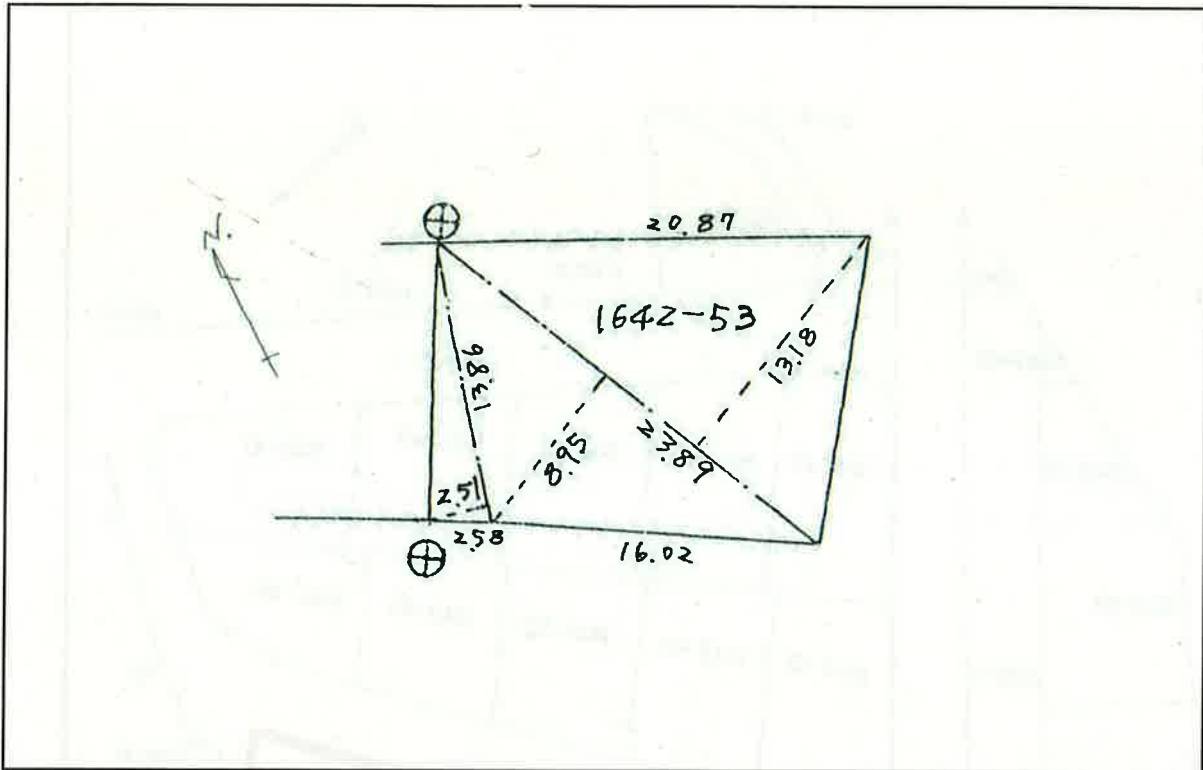




公 圖



画地図



現況写真

